

【新旧対照表】JCB 会員規約（JCB ビジネスローン用）の主な改定箇所

改定前	改定後
会員規約（JCB ビジネスローン用）	会員規約（JCB ビジネスローン用）
第2条 カードの貸与およびカードの管理	第2条 カードの貸与およびカードの管理
1. JCB は、会員本人に対し、JCB が発行するビジネスローンカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、IC チップが組み込まれた IC カード（以下「IC カード」という。）を含みます。会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。	1. JCB は、会員本人に対し、JCB が発行するビジネスローンカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、IC チップが組み込まれた IC カード（以下「IC カード」という。）を含みます。会員は、カード <u>（ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除く。）</u> を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
2. カードの表面は会員氏名、会員番号およびカードの有効期限等（以下「カード情報」という。）が表示されています。第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。	2. <u>カードの券面には、以下の情報が表示されています。</u>  <u>(1)会員の氏名</u>  <u>(2)カード番号およびカードの有効期限（以下、併せて「カード番号等」という。）</u>
第6条 付帯サービス等	第6条 付帯サービス等
	3. <u>会員は、JCB が認める場合、JCB が別に定めるところに従い WEB サービス（「MyJCB」「MyJ チェック」等を含みますが、それらに限られません。以下同じ。）の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。会員は、入会時または入会后遅滞なく、JCB が別途定める規定に同意のうえ、「MyJCB」および「MyJ チェック」に登録するための JCB 所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</u>
第9条 届出事項の変更	第9条 届出事項の変更
1. 会員が JCB に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第22条に定めるものをいう。）、暗証番号等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、JCB 所定の方法により遅滞なく JCB に届け出なければなりません。	1. 会員が JCB に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第22条に定めるものをいう。）、暗証番号、 <u>E メールアドレス</u> 等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、JCB 所定の方法により遅滞なく JCB に届け出なければなりません。 <u>また、JCB が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含みます。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</u>
第10条 取引時確認等	第10条 取引時確認等
	2. <u>JCB は、会員が入会した後、会員が JCB に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求め場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、JCB の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。</u>
	<u>第10条の3（マネー・ローンダリング等の禁止）</u> <u>会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力（テロリストを含みます。）に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。）を遂行する</u>

【新旧対照表】JCB 会員規約（JCB ビジネスローン用）の主な改定箇所

改定前	改定後
	<u>目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。</u>
第12条 個人情報の収集、保有、利用、預託	第12条 個人情報の収集、保有、利用、預託
1. (2)②JCBのクレジットカード事業その他のJCBの事業（JCBの定款記載の事業をいう。以下「JCB事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店（JCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の認める国内および国外のJCBカードの取扱加盟店をいう。）申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。）。	1. (2)②JCBのクレジットカード事業その他のJCBの事業（JCBの定款記載の事業をいう。以下「JCB事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店（JCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の認める国内および国外のJCBカードの取扱加盟店をいう。）申込み審査および会員等の <u>家族または親族</u> との取引上の判断を含む。）。
第13条 個人情報情報機関の利用および登録	第13条 個人情報情報機関の利用および登録
(1)会員等の支払能力の調査のために、JCBが加盟する個人情報情報機関（以下「加盟個人情報情報機関」という。）および当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報情報機関」という。）に照会し、会員等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、不渡情報、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報等、加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。	(1)会員等の支払能力の調査のために、JCBが加盟する個人情報情報機関（以下「加盟個人情報情報機関」という。）および当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報情報機関」という。）に照会し、会員等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている <u>個人情報には、官報等において</u> 公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報等、加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。
第20条 キャッシングリボ払い	第20条 キャッシングリボ払い
8. JCBは、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、会員のJCBに対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、契約更新時にJCBが求める書面を会員が提出しない場合、その他会員のJCBカードの利用状況および会員の信用状況等により会員のキャッシングリボ払いの利用が適当でないと判断した場合には、会員の新たなキャッシングリボ払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、会員の当該延滞に係るその後の支払い状況にかかわらず、JCBが定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。	<u>(削除)</u>
第23条 明細	第23条 明細
1. JCBは、会員の約定支払額、キャッシングリボ払い利用残高等（以下「明細」という。）を約定支払日の当月初め頃、JCB所定の方法により、本会員に通知します。	<u>1. JCBは、「MyJCB」および「MyJチェック」の登録を行った会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。JCBは明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</u>

【新旧対照表】JCB 会員規約（JCB ビジネスローン用）の主な改定箇所

改定前	改定後
	<p><u>2. JCB は、会員が標準期間満了日の当月 19 日までに「MyJCB」および「MyJ チェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を画面化したものをいう。以下同じ。）を会員の届出住所宛に送付します。また、JCB は会員が明細書の発行を希望し、JCB がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を会員の届出住所宛に送付します。</u></p>
	<p><u>3. JCB が会員に対して第 1 項に基づき明細確定通知を送信したとき、または前項に基づき明細書を送付したときは、会員は速やかに明細の内容が、会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに JCB に対して届け出るものとします。</u></p>
<p>第 27 条 期限の利益の喪失</p>	<p>第 27 条 期限の利益の喪失</p>
<p>(7) 第 28 条第 4 項(1)、(2)または(4)のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。</p>	<p>(7) 第 28 条第 4 項(1)、(2)、(4)、(10)または(11)のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。</p>
	<p><u>第 27 条の 2（取引の制限等）</u></p>
	<p><u>JCB は、以下の各号のいずれかに該当する場合、JCB が必要と判断する期間、会員のカード利用（キャッシングリボ払いの利用を含みますが、それらに限られません。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、会員のその後の支払状況にかかわらず、JCB が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</u></p>
	<p><u>(1) 会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他会員の JCB に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合</u></p>
	<p><u>(2) 前号のほか、会員のカードの利用状況および会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと JCB が判断した場合</u></p>
	<p><u>(3) 会員が第 10 条の 3 に違反しているか、または違反しているおそれがあると JCB が判断した場合</u></p>
	<p><u>(4) 会員が第 9 条第 1 項第 2 文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第 10 条第 2 項に基づく JCB の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合</u></p>
	<p><u>(5) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと JCB が合理的に判断した場合</u></p>
<p>第 28 条 退会および会員資格の喪失等</p>	<p>第 28 条 退会および会員資格の喪失等</p>

【新旧対照表】JCB 会員規約（JCB ビジネスローン用）の主な改定箇所

改定前	改定後
4. 会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた JCB からの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においては JCB が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。	4. 会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた JCB からの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、 <u>(9)、(10)、(11)</u> においては JCB が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。
	<u>(8)会員が自らまたは第三者を利用して、JCB の委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。</u>
	<u>①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求</u>
	<u>②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障を生じるような対応の要求</u>
	<u>③上記①②のほか役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為</u>
	<u>④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求</u>
	<u>⑤上記のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為</u>
	<u>(10)会員が第 10 条の 3 に違反したと JCB が合理的に判断したとき、または会員が第 9 条第 1 項第 2 文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第 10 条第 2 項に基づく JCB の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。</u>
	<u>(11)会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。</u>
6. JCB は、第 4 項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード利用が適当でないと合理的な理由に基づき認めるときには、カードの利用を断ることができるものとします。	<u>(削除)</u>
第 29 条 カードの紛失、盗難による責任の区分	第 29 条 カードの紛失、盗難による責任の区分
1. カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用した場合、そのカードの利用代金は会員の負担とします。	<u>1. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用した場合、それらのカード利用代金は会員の負担とします。</u>

【新旧対照表】JCB 会員規約（JCB ビジネスローン用）の主な改定箇所

改定前	改定後
<p>2. 第 1 項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに JCB に届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ JCB の請求により所定の紛失、盗難届を JCB に提出した場合には、JCB は、会員に対して JCB が届け出を受けた日の 60 日前以降のカードの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。</p>	<p><u>2. 前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合（紛失または盗難による場合をいう。）、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、JCB に JCB 所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ JCB の請求により JCB 所定の紛失・盗難届を JCB に提出したことを条件として、JCB は、当該通知を受けたカードについて、JCB が通知を受けた日の 60 日前以降に他人によってカード利用がされたものにかかるカード利用代金を免除します。</u></p>
	<p><u>3. 会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が JCB に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、JCB の求めに応じて最大限の協力をするものとします。</u></p>
	<p><u>4. 第 2 項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、会員は第 1 項に基づいて、カード利用代金を JCB に支払うものとします。</u></p>
<p>(2) 会員の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。</p>	<p><u>(2) 会員の家族もしくは親族（同居の有無を問わない。）、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者（以下「会員関係者」という。）がカードまたはカード番号等を使用したとき。なおこの場合、会員のカード等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。</u></p>
<p>(3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。</p>	<p><u>(3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき。</u></p>
<p>(4) 紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。</p>	<p><u>(4) 会員が JCB の請求する書類を提出しなかったとき、または JCB 等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含みますが、それらに限られません。）に協力しなかったとき。</u></p>

【新旧対照表】JCB 会員規約（JCB ビジネスローン用）の主な改定箇所

改定前	改定後
(5) 会員が JCB の請求する書類を提出しなかったとき、または JCB 等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。	<u>(5) 第 2 項に定める通知、警察署への届け出もしくは JCB 所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。</u>
	<u>(6) 会員が第 3 項に違反したとき。</u>
(6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき（第 8 条第 2 項ただし書きの場合を除く。）。	<u>(7) カード使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報（各種のパスワード等をいう。以下同じ。）が使用されたとき（ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。</u>
	<u>第 29 条の 2（カード番号等の不正利用）</u>
	<u>1. カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合、それらのカード利用代金は会員の負担とします。</u>
	<u>2. 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に利用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、JCB に JCB 所定の方法によりその事実を通知するとともに、JCB の請求により JCB 所定の紛失・盗難等届を JCB に提出したことを条件として、JCB は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に利用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。</u>
	<u>3. 他人が会員のカード番号等を不正に利用したカード利用のうち、明細についての次の(1)、(2)のうちいずれか早い方の日（なお、日にちを特定するに当たっては、第 9 条（届出事項の変更）第 3 項が適用されるものとする。）から 60 日以内に、会員が前項に基づき JCB に対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。</u>
	<u>(1) JCB が明細確定通知を会員が登録した E メールアドレス宛に送信した日</u>
	<u>(2) JCB が会員に対して明細書を送付した場合にあっては、当該明細書が会員の届出住所に到達した日</u>
	<u>4. 会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が JCB に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、JCB の求めに応じて最大限の協力をするものとします。</u>

【新旧対照表】JCB 会員規約（JCB ビジネスローン用）の主な改定箇所

改定前	改定後
	<u>5. 第 2 項および第 3 項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、会員は第 1 項に基づいて、カード利用代金を JCB に支払うものとします。</u>
	<u>(1) 会員が第 2 条に違反したとき。</u>
	<u>(2) 会員関係者がカード番号等を使用したとき。なおこの場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。</u>
	<u>(3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。</u>
	<u>(4) 会員が JCB の請求する書類を提出しなかったとき、または JCB 等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含みますが、それらに限られません。）に協力しなかったとき。</u>
	<u>(5) 第 2 項に定める通知もしくは JCB 所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。</u>
	<u>(6) 会員が第 4 項に違反したとき。</u>
	<u>(7) カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき（ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。</u>
	<u>(8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。</u>
	<u>(9) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。</u>
	<u>6. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。</u>
	<u>7. JCB は、前条および本条に定めるカード利用代金の会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。JCB が当該変更を行う場合には、原則として 3 ヶ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。</u>
2020 年 3 月 31 日現在	<u>2023 年 3 月 31 日現在</u>

【新旧対照表】JCB 会員規約（JCB ビジネスローン用）の主な改定箇所

<加盟個人信用情報機関>				<加盟個人信用情報機関>			
登録情報および登録期間				登録情報および登録期間			
	CIC	全国銀行 個人信用 情報センター	JICC		CIC	全国銀行 個人信用 情報センター	JICC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間			①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間		
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6ヵ月以内	②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6ヵ月以内
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間			⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内	⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※上表の他、全国銀行個人信用情報センターについては、不渡情報（第一回目不渡発生日から6ヵ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間）が登録されます。

※上表の他、CICについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※上表の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内（入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内）、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。  
 ※上表の他、CICおよびJICCについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。  
 ※上表の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内（入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内）、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。